

仕 様 書

1 件 名 令和 7 年度気候変動適応情報プラットフォームにおけるオンライン地理情報システムへのデータ拡充業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）及び請負者において行うものとする。

4 目 的

NIES は、国内の地方公共団体・事業者・個人による気候変動適応策検討・実践を支援するためのウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム」（以下「A-PLAT」という。）を運営している。A-PLAT では、気候変動影響予測に関するデータをウェブページ形式やオンライン地理情報システム形式で配信しており、気候変動適応に関する国内外への科学的知見の提供において大きな役割を果たしている。本業務では、A-PLAT の「気候変動の将来予測 WebGIS（以下「WebGIS」という。）」に掲載するデータの拡充を図る。

参考：「気候変動の将来予測 WebGIS」

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/webgis/index.html>

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下に示す業務を実施する。業務開始後はおおよそ隔週に 1 回程度の頻度で、業務の進捗を NIES 担当者に報告する。報告・打合せは電話やメール、オンライン会議（Microsoft Teams 又は Zoom）で行い、都度業務の進め方を相談し、指示を受けること。

(1) WebGIS の搭載データの拡充

NIES 担当者より提供する気候変動影響に係る数値データ（30 指標程度、1 指標あたり数パターンから数十パターンのシナリオが存在し、複数のファイル形式がある）を加工し、搭載に適したファイル形式（CSV 形式や GeoTIFF 形式等）に変換した上で WebGIS に搭載する。搭載にあたっては、WebGIS の表示機能（指標やシナリオの選択、可変の倍率、カラースケールに基づくマップの表示、全国・地域単位で集約した値のグラフによる表示を含む）に適合させるとともに、既に搭載されている他の指標と同様に閲覧可能とする。WebGIS の機能や仕様の情報は業務開始後に請負者が確認する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出方法は NIES 担当者の指示に従うこと。

(1) 作業報告書（電子ファイル）一式

(2) 更新したデータ及び NIES が指定するサーバー上に実装した Web アプリケーション等、作成した全ての電子ファイル一式（NIES における実行に必要なファイル一式を含む）

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に關し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に關する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 請負者は、成果物を第三者が著作権を有する著作物に依拠して作成していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。ただし、(3)の場合はこの限りではない。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。
(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るもの用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。